

令和6年2月定例会 議案に係る資料

目 次

- 1 議案第13号 令和6年度島田市介護保険事業特別会計予算
 - (1) 令和5年3月末現在の人数を基にした第9期島田市介護保険事業計画の第1号被保険者保険料及び段階別人数について、令和4年度成果に関する報告書における「4 第1号被保険者保険料及び段階別人数（令和5年3月末現在）」の表と比較できる資料…………… 2

【第8期事業計画】における第1号被保険者保険料及び段階別人数（令和5年3月末現在）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額(円)	人数(人)	割合(%)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、80万円以下の者	0.30	17,900	2,719	8.9
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、80万円を超え120万円以下の者	0.45	26,800	2,309	7.5
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、120万円を超える者	0.70	41,700	1,896	6.2
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、80万円以下の者	0.90	53,600	3,447	11.3
第5段階 (基準段階)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、80万円を超える者	1.00	59,500 (基準額)	6,125	20.0
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額125万円未満の者	1.10	65,500	6,508	21.2
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額125万円以上200万円未満の者	1.30	77,400	3,672	12.0
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上300万円未満の者	1.50	89,300	2,061	6.7
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額300万円以上400万円未満の者	1.70	101,200	831	2.7
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額400万円以上500万円未満の者	1.75	104,200	374	1.2
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額500万円以上の者	1.80	107,100	695	2.3
合 計				30,637	100.0

※「年額」は、「基準月額(4,960円)」×「12月」×「基準額に対する割合」により算出。(100円未満四捨五入)

【第9期事業計画】における第1号被保険者保険料及び段階別人数（令和5年3月末現在）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額(円)	人数(人)	割合(%)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、80万円以下の者	0.285	17,100	2,719	8.9
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、80万円を超え120万円以下の者	0.435	26,100	2,309	7.5
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、120万円を超える者	0.685	41,100	1,896	6.2
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、80万円以下の者	0.900	54,000	3,447	11.3
第5段階 (基準段階)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）との合計が、80万円を超える者	1.000	60,000 (基準額)	6,125	20.0
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額120万円未満の者	1.100	66,000	6,152	20.1
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上210万円未満の者	1.300	78,000	4,327	14.1
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の者	1.500	90,000	1,991	6.5
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額320万円以上420万円未満の者	1.700	102,000	692	2.3
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額420万円以上520万円未満の者	1.750	105,000	340	1.1
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額520万円以上620万円未満の者	1.800	108,000	169	0.5
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額620万円以上720万円未満の者	1.900	114,000	95	0.3
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額720万円以上の者	2.100	126,000	375	1.2
合 計				30,637	100.0

※「年額」は、「基準月額(5,000円)」×「12月」×「基準額に対する割合」により算出。

※黄色の網掛けは、第8期事業計画からの改定部分。